

第 6 1 号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

桶川市都市公園（城山公園、鴨川公園、朝日中央公園、朝日東公園、朝日南公園、若宮西公園、若宮東公園、下日出谷第 1 公園、下日出谷第 2 公園、下日出谷第 3 公園、坂田弁天公園、坂田原南公園、坂田原中央公園、坂田宮前公園、上日出谷原公園、上日出谷宮公園、上日出谷愛宕公園、桶川市子ども公園わんぱく村、駅西口公園、下日出谷中央公園、後谷公園、宮の脇公園、舎人公園、富士見ホテル親水公園、神明公園、坂田谷津谷遺跡公園及び加納原公園）

2 指定管理者となる団体

桶川市北一丁目 1 2 番 1 0 号

公益社団法人桶川市シルバー人材センター

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 2 月 1 1 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

桶川市都市公園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものである。